

一般社団法人 北海道臨床心理士会 定款

第一章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人北海道臨床心理士会と称する（以下、当法人を「本会」という。）。英文では、 Hokkaido Society of Certified Clinical Psychologists と表記する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、北海道内の臨床心理士及び公認心理師相互の連携を密にし、両資格者の資質と技能の向上を図り、もって北海道民、ひいては国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 社会が求めている国民の心の健康及び国民の福祉の保持増進を図るための事業
- (2) 会報の発行や本会のホームページを介した国民の心の健康の保持増進に関する事業
- (3) 関係諸団体との連携及び協力
- (4) 臨床心理士及び公認心理師の資質と技能の向上を図るための研修会開催等の事業
- (5) 会員の相互扶助、福利厚生及び労働環境の改善に関する事業
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項のすべての事業は、北海道全域において行うものとする。

第三章 会員

(会員資格)

第5条 本会は、本会の事業に賛同して入会した個人を会員とする。会員は、次の(1)(2)のいずれかの要件を満たし、第6条の規定により理事会の承認を受けた者をもって構成する。

- (1) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士である者
- (2) 公認心理師法（平成27年9月16日法律第68号）（以下、「法」）第28条の規定により公認心理師の登録を受けた者

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」と

いう。) 上の社員とする。

(入会)

第6条 本会の目的に賛同し、会員として入会しようとする者は、理事会で別に定める規程に基づき入会の申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(退会)

第7条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に本会をいつでも退会できる。ただし、会費未納がある会員は、未納会費を完納しなければ退会できない。

2 退会した会員が、再度、本会に入会する場合には、第6条における入会申込みをするものとする。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第12条第1項の総会(以下、「総会」という。)の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款、倫理規程、倫理綱領その他の規則又は総会の決議に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき若しくは本会に重大な不利益を与えたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、総会の日から1週間前までに当該会員に対して除名する旨通知し、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 会長は、総会の決議により除名した会員に対し、その旨を通知しなければならない。

(会員資格喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当する場合には、その会員資格を喪失する。

- (1) 臨床心理士資格を喪失し、かつ法32条第1項若しくは第2項の規定により公認心理師の登録を取り消されたとき
- (2) 死亡もしくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 2年を超えて会費を滞納したとき
- (4) 総会員が同意したとき

(権利)

第10条 会員は、本会が主催する諸事業及び諸活動に参加することができる。

2 本会は、その主催する諸事業及び諸活動をあらかじめ会員に周知する。

(義務)

第 11 条 会員は、本会の経費に充てるため、総会で定める会費を納めなければならない。

2 会員は、理事会で定める「倫理規程」「倫理綱領」を遵守しなければならない。

第四章 社員総会

(構成)

第 12 条 総会は、すべての会員をもって構成する。顧問は総会の構成員とはならない。

2 前項の総会をもって法人法に規定する社員総会とする。

(開催)

第 13 条 本会の定時総会は、毎事業年度終了後 3箇月以内に開催する。

2 本会の臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と判断したとき

(2) 会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を書面により示して、総会の招集の請求があったとき

(3) 前号の規定による請求を行った会員が、裁判所の許可を得て、総会を招集するとき

(招集)

第 14 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の規定により会員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、副会長のうち、あらかじめ理事会の決議において定めた者がこれに当たる。

(議決権)

第 16 条 会員の総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(総会の権限)

第 18 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の承認
- (3) 事業計画及び予算の承認
- (4) 役員（理事・監事）の選任又は解任
- (5) 会員が支払う会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 役員（理事・監事）の報酬等の支給に関する規程及び役員の報酬等の金額
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(議決権の代理行使)

第 19 条 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面をあらかじめ会長に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合、代理権の授与は総会ごとに行う。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第五章 役員

(役員)

第 21 条 本会には次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上24名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、会長を法人法上の代表理事とする。
- 3 理事の中から副会長及び常務理事を選定することができ、いずれも2名以内とする。
- 4 前項の常務理事を法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選出)

第 22 条 理事及び監事（以下「役員」という。）は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらに準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員の任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員の職務及び権限)

- 第24条 本会の理事は、各々次の職務を遂行する。
- (1) 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
 - (2) 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
 - (3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - (4) 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 2 本会の監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また、監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は第24条第2項に記載する職務のほか次に上げる職務を行う。
- (1) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること
 - (2) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実関係があると認められるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること

- (3) 前号に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求すること
- (4) 前号に基づく請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、理事会を招集すること
- (5) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められたときは、その調査の結果を総会に報告すること
- (6) 理事が本会の目的外の行為その他法令若しくは本定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対しその行為を止めることを請求すること
- (7) 本会が理事との間の訴えを遂行するときに、本会を代表すること
- (8) その他監事に認められた法令上の権限行使すること

(役員の解任)

第 26 条 役員は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 27 条 本会は、役員に対して、総会の決議に基づき、報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益）を支払う。総会は、報酬等の支給に関する規程を定め、この規程に基づき、報酬等の金額を定めるものとする。

2 役員に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会において別に定める。

(損害賠償責任の軽減)

第 28 条 本会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事会の決議によって、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度を控除した額を限度として免除することができる。

第六章 理事会

(構成)

第 29 条 本会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。
3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。

(職務)

第30条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 入会申込みに対する承認・不承認に関する決議
- (6) その他法令又は本定款に規定する職務

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集するものとする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、他の理事が理事会を招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで理事会を開催することができる。
- 4 会長以外の理事は、会長に対して理事会の目的事項を示して理事会の招集を請求したにもかかわらず、請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集通知が発せられない場合には、自ら理事会を招集することができる。
- 5 監事は、理事会で意見を述べる必要があると認めて会長に対して理事会の招集を請求したにもかかわらず、請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集通知が発せられない場合には、自ら理事会を招集することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、副会長のうち、あらかじめ理事会の決議において定めた者がこれに当たる。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができるものに限り、その過半数をもって行う。
- 2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
 - 3 理事が理事会の決議の目的事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（ただし、監事が当該提案につき異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 34 条 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。
- 2 議事録が書面で作成されている場合には、理事会に出席した会長及び副会長並びに監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとる。

第七章 顧問、委員会、事務局

(顧問)

- 第 35 条 本会の事業の円滑な運営を図るために必要があると認めるときは、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、要請があるときは、総会又は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(委員会)

- 第 36 条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。
- 2 委員会の委員は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 委員会は、第 18 条記載の総会決議事項及び第 30 条記載の理事会の決議事項についての意思決定を行うことはできない。
- 4 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(事務局)

- 第 37 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には事務局長及び所要の事務職員を置く。
- 3 事務局長及び事務職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第八章 資産及び会計

(事業年度)

- 第 38 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第 39 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日まで

に会長が作成し、理事会の決議を経て、定時総会の承認を受けなければならない。事業計画及び収支予算書を変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剩余金の処分制限)

第40条 本会は、剩余金の分配をすることはできない。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 役員の名簿

(3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

- 3 定款及び会員名簿については主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 4 前2項の規定にかかわらず、役員の名簿及び会員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧には供しないものとする。

- 5 本会の貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく、公告する。

第九章 定款の変更及び解散

(解散)

第42条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 本会が清算をするときには、総会の決議により公益社団法人及び
公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国、若しくは地方
公共団体に贈与するものとする。

(定款の変更)

第 44 条 本定款は、総会の決議によって変更することができる。

第十章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、
官報に掲載する方法による。

第十一章 附則

(規程及び細則)

第 46 条 本定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な規程又は細則は、理事会の決議
によりこれを定めることができる。

(定款に定めのない事項)

第 47 条 本定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令に従う。

(最初の事業年度)

第 48 条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第 49 条 設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

住 所

設立時社員 河岸由里子

住 所

設立時社員 佐藤由佳利

住 所

設立時社員 前田 潤

(設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事の氏名)

第 50 条 設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は次のとおりとする。

設立時理事 河岸由里子、佐藤由佳利、前田 潤

設立時代表理事 前田 潤

設立時監事 滝川秀子